

ショートステイ「あいりレーつくば」重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人桐孝会
代表者名	理事長 村上 義孝
所在地・連絡先	(住所) 〒315-0033 茨城県石岡市東光台 2-8-3 (電話) 0299-28-0121 (FAX) 0299-28-0122

2 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ショートステイ「あいりレーつくば」
所在地・連絡先	(住所) 〒300-2622 茨城県つくば市要 2 7 3 - 1 (電話) 029-877-3355 (FAX) 029-877-3366
事業所番号	0872003488

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人桐孝会 が設置運営するショートステイ「あいりレーつくば」(以下「事業所」という。)は、介護保険法の理念に基づき要介護要支援状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

1. 事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、適切なサービスを提供するものとする。
3. 事業の運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 居宅介護サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供するものとする。

(3) その他

事 項	内 容
地域との連携	地域の医療・福祉サービスとの連携を図り、人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを効果的に提供するよう努めるものとします。

4 事業所の概要

(1) 構造等

敷 地		2028.32m ²
建 物	構造	鉄骨造スレート葺き平屋建て
	延べ床面積	985.00m ²
	利用定員	37名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
1人部屋 (トイレ付)	10	15.00 m ²	ナースコールを設置
1人部屋 (トイレ付)	2	17.32 m ²	ナースコールを設置
1人部屋 (トイレ無)	8	15.00 m ²	ナースコールを設置
2人部屋 (トイレ付)	1	15.00 m ²	ナースコールを設置
2人部屋 (トイレ付)	2	12.13 m ²	ナースコールを設置
3人部屋 (トイレ無)	1	15.39 m ²	ナースコールを設置
4人部屋 (トイレ無)	2	12.50 m ²	ナースコールを設置

5 事業所の職員体制

従業者の職種	人員 (人)	職務の内容
管理者	1人	業務の一元的な管理
医師	1人	利用者の健康管理
生活相談員	1人以上	生活指導及び相談
看護介護職員	13.0以上	看護介護業務
機能訓練指導員	1人	機能回復訓練の指導
栄養士	1人	栄養管理

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	備 考
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00) 常勤で勤務	
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00) 常勤で勤務	
看護介護職員	早番 (7:00～16:00) 遅番 (11:00～20:00) 日勤 (9:00～18:00) 夜勤 (16:30～ 9:30) 準夜勤 (22:00～ 7:00)	
医師	非常勤で勤務	
機能訓練指導員	非常勤で勤務	
調理員	外部委託	

7 短期入所生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 (7:30～) 昼食 (12:00～) 夕食 (17:30～) 栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	1人あたり原則週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴(特別入浴)も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ等の交換は週1回行います。
機 能 訓 練	身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	職員が健康管理を行います。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限りご家族でお願いします。

レクリエーション等	利用者の立場に立った個別援助を心がけます。 買い物ツアー、お花見、紅葉狩りなどの野外行事も行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。(8:30～9:30、16:00～18:00)

イ 費用

原則として基本利用料の1割、2割または3割が利用者の負担額となります。(料金表には1割負担の金額を記載してあります)

介護保険適用の場合でも、被保険者の保険料の滞納等により、事業者へ介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の基本利用料金を10乗(×10)した金額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。原則として再発行はいたしません。

利用料は、別紙料金表をご参照下さい。ただし、今後介護報酬の改定が行われた場合利用料金に変更する事があります。

(2) 介護給付対象外サービス

別紙料金表をご参照下さい。

○キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料をいただく場合もあります。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

8 利用料等のお支払方法 (月払いの場合)

毎月、月初めに前月分の利用料等を請求いたしますので、15日までに別紙指定口座に振り込み送金してお支払いください。下記金融機関からの口座引き落としもご利用できます。ご希望の方はお問い合わせ下さい。

お振込み口座 常陽銀行 石岡支店 普通 1919912 口座名義 社会福祉法人 桐孝会 (シャカイフクシホウジン トウコウカイ)

引落とし可能金融機関

- ・ゆうちょ銀行
- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・水戸信用金庫
- ・結城信用金庫
- ・茨城県信用組合
- ・茨城県信用農業協同組合連合会

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	生活相談員 保科 奈津希
	ご利用時間	9:00～18:00
	ご利用方法	電 話 (029-877-3355)
		面 接 (当施設 1 階相談室)
	苦情箱 (受付前に設置)	

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

つくば市高齢福祉課	電話 029 (883) 1111 内線 1230
牛久市高齢福祉課	電話 029 (873) 2111 内線 1751～1755
土浦市高齢福祉課	電話 029 (826) 1111 内線 2372・2479
阿見町社会福祉課高齢福祉係	電話 029 (888) 1111 内線 164
石岡市介護保険室	電話 0299 (23) 1111 (代表)
かすみがうら市長寿福祉課内介護保健室	電話 0299 (59) 2111・029 (897) 1111
つくばみらい市役所	電話 0297 (58) 2111 (代表)
常総市介護長寿課	電話 0297 (23) 2913 (直通)
下妻市介護保健課	電話 0296 (43) 2111 内線 1531
筑西市高齢福祉課	電話 0296 (24) 2111 (代表)
桜川市介護長寿課	電話 0296 (58) 5111 (代表)
守谷市保健福祉部介護福祉課	電話 0297 (45) 1111 (代表)
取手市高齢福祉課	電話 0297 (74) 2141 (代表)
龍ヶ崎市健康福祉部 高齢福祉課	電話 0297 (60) 1529
茨城県国民健康保険団体連合会	電話 029 (301) 1550

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り、対応を行います。	
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に則り、夜間及び昼間を想定した避難訓練を年各 1 回行います。	
	設備名称	個数等
	誘導灯	あり
	自動火災報知器	あり
	消火器	あり
	ガス漏れ探知機	あり
	カーテンは防災性能のあるものを使用しています。	
消防計画等	つくば消防署への届出済み 防火管理者	

11 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変などがあった場合は、速やかに緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

緊急時連絡先（家族等）

氏名		続柄
住所		
電話番号		

12 協力医療機関等

病院名	柴原医院
所在地	つくば市吉沼1511
電話番号	029-865-0511
入院設備	なし

13 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～19:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
外出	外出の際には、所定の外出届けを提出してください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	敷地内は禁煙とします。
健康管理	体調が悪いときや発熱時のご利用はご遠慮ください。
飲食物の持込	飲食物の持込はお断りしています。 差し入れに関しましては、ご面会の方と一緒に飲食してください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。 職員の指示に従えない方は、退所していただくことがあります。
所持金品の管理	所持金品は、事務所へお預けください。自己管理の場合、万一紛失されても事業所は責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

14 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

15 秘密保持

イ 事業所の職員は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は漏らすことはせず、そのために必要な措置を講じます。

ロ 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

ハ 事業者はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる時は、利用者の同意書を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意書を、あらかじめ提出していただくこととします。

16 事故発生時の対応

イ 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

ロ 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、離脱などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底するとともに、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。

ハ 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

18 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

イ 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

- ロ よりきめ細かいケアプランの作成など適切な介護サービスの提供に努めます。
- ハ 従業者が介護にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ニ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	虐待防止委員長 大塚 敬子
-------------	---------------